



## 保健福祉課・住民生活課より

### 高額療養費の上限額が変わります

高額医療費精度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に超えた分を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得によって決まっています。

今回の制度改正で、70歳以上の皆さまの高額医療費上限額が以下のように変わります。

#### 平成30年7月まで

区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円+ (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回 44,400円)
	課税所得 145万円未満の方	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回 44,400円)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)		15,000円



#### 平成30年8月から

区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 690万円以上の方	252,600円+ (医療費 - 842,000円) × 1% (多数回 140,100円)	
	課税所得 380万円以上の方	167,400円+ (医療費 - 558,000円) × 1% (多数回 93,000円)	
	課税所得 145万円以上の方	80,100円+ (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回 44,400円)	
一般	課税所得 145万円未満の方	18,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回 44,400円)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)		15,000円

お問い合わせ先

(本庁) 保険衛生チーム

☎ 0994-22-3041

(支所) 民生チーム

☎ 0994-25-2511

## 産業振興課・産業建設課より

### 「食と農に関するアンケート」結果公表について

平成24年度に策定した計画を見直し、あらたに「第2次錦江町食育・地産地消推進計画」を策定するためにアンケート調査を実施しました。アンケートの集計結果を産業振興課及び産業建設課、錦江町ホームページで公表していますのでぜひご覧ください。

調査対象	区分	対象
	一般	40歳代・50歳代・60歳代・70歳以上の町民 町内の保育園・幼稚園・小学校5年生・中学校2年生の保護者
	児童・生徒	町内小学校5年生の児童・中学校2年生の生徒
	保育園・幼稚園	保育園・幼稚園年長児の保護者



上記QRコードからアンケート結果を見ることができます

調査方法 回収状況	区分	調査方法	配布数	有効回答数	回収率
	一般(年代別)	配布・回収(郵送)	160	96	60.0%
	一般(保護者)	配布・回収(手渡し)	177	132	74.5%
	児童・生徒	配布・回収(手渡し)	115	89	77.3%
保育園・幼稚園	配布・回収(手渡し)	62	47	75.8%	

お問い合わせ先

(本庁) 経済チーム

☎ 0994-22-3034

(支所) 経済建設チーム

☎ 0994-25-2511